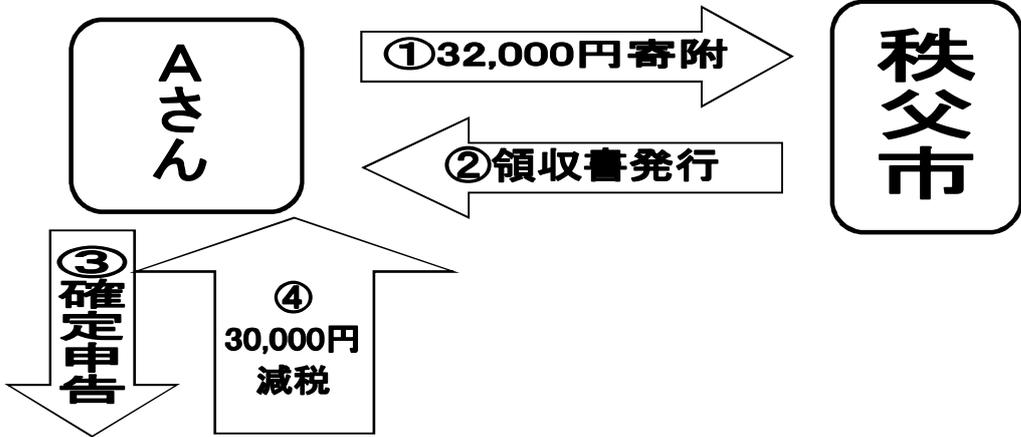


ふるさと納税のモデルケース

例：年収700万円、扶養家族が妻と子2人（一般扶養1人、特定扶養1人）、所得税の税率（20%）のAさんが秩父市に32,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く30,000円が、所得税及び住民税から控除されます。

【イメージ図】



控除対象外	所得税の控除額	住民税の控除額(基本分)	住民税の控除額(特例分)
適用下限額	$30,000円 \times 20\% \times 1.021(\text{復興特別所得税率}) = 6,126円$	$30,000円 \times 10\%(一律) = 3,000円 \dots A$	$30,000円 \times [90\% - \text{所得税の税率}20\% \times 1.021(\text{復興特別所得税率})] = 30,000円 \times 69.58\% = 20,874円 \dots B$ <small>※Bについては住民税所得割の2割(平成27年度課税以前の寄附金については、1割)が限度額となります。</small>
2,000円	6,126円	住民税の控除額 A+B = 23,874円	

- ※寄附金のうち、2,000円は適用下限額とされ、税金の減額対象となりません。
- ※住民税の控除額23,874円と、所得税の控除額6,126円を合計した30,000円が控除される計算となります。
(実際の控除額には端数調整があります。)
- ※個々の条件により実際の計算結果がモデルケースと異なる場合があります。
- ※税制改正により計算式が変わる場合があります。